

(一社)北海道商工会議所連合会会頭
北海道商工会連合会会長
北海道中小企業団体中央会会長
(公財)北海道中小企業総合支援センター理事長
(一社)北海道信用金庫協会会長
(一社)北海道信用組合協会会長

様
北海道経済部長

ALPS処理水の海洋放出に伴う日本国からの水産物の輸入制限に係るセーフティネット
保証2号の指定期間の延長について

道の中小企業金融施策の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、ALPS処理水の海洋放出に伴う日本国からの水産物の輸入制限に伴い、経営に影響を受ける関連中小企業者の経営の維持・安定を図るため、中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定に基づき、事業活動の制限及び事由が指定(セーフティネット保証2号が発動)されておりましたが、令和6年8月23日付け経済産業省告示第120号において、取扱期間が延長されましたのでお知らせします。

なお、該当する中小企業者等が本法による市町村長の認定を受けた場合には、道の中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付(認定企業 ア)」の融資対象となりますので、併せてお知らせします。

また、貴下関係機関へは、当方より直接通知しておりますので、申し添えます。

記

1 中小企業信用保険法に基づく指定の内容

事業活動の制限	令和5年8月24日に開始された多核種除去設備等処理水の海洋放出に基づき諸外国政府が実施している日本国からの水産物の輸入を停止する措置に伴い、当該諸外国において日本国からの水産物の輸入を業とする者が同日以降実施している日本国からの水産物の輸入の制限	
事由	次のいずれかに該当する中小企業者の、事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、かつ、その後2月を含む3月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること。 ①諸外国において日本国からの水産物の輸入を業とする者と直接的に取引を行っており、かつ当該者への取引依存度が20%以上であること。 ②諸外国において日本国からの水産物の輸入を業とする者と間接的に取引を行っており、かつ当該者への取引依存度が20%以上であること。	
指定期間	延長後	令和5年8月24日～ <u>令和7年2月23日</u>
	延長前	令和5年8月24日～ <u>令和6年8月23日</u>

(地域経済局中小企業課金融係)